

高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金質疑書への回答  
(令和6年7月5日正午〆切り)

※提案内容に触れる質問は省略しています。

No	質問	回答
1	システム利用料は計上できるか。	その他諸経費として計上可能です。
2	プロジェクトリーダー等が労務費を申請しない場合、実施要領第3号様式「補助事業参加者一覧表」への記載は不要か。 補助事業参加者（アルバイト等）が変更となった場合、その都度、実施要領第6号様式「変更届」を提出する必要があるのか。	労務費を計上しない場合、記入は不要です。 補助事業参加者が変更となった場合は、その都度、変更届の提出が必要です。
3	コンソーシアム構成員以外の機関に所属する方に、アドバイザー業務を依頼した場合、アドバイザーへ支払う旅費・日当・謝礼を補助対象経費とすることは可能か。	補助事業に係る指導、助言を受けるために招へいた専門家への謝礼及び旅費は補助対象経費となります。
4	実証実験の検証中に売上が発生しても問題ないか。	売上が発生した場合、その売上金額を補助対象経費から差し引く必要があります。